

## 医療保護入院の同意を行う家族等から、虐待を行った者は除かれます

- 改正精神保健福祉法の施行に伴い、医療保護入院の際に同意が必要な「家族等」から、虐待を行った者が除かれます。
- 令和5年4月1日以降に入院する場合、医療機関は、虐待を行った者以外の家族等に、医療保護入院の同意を求める必要があります。具体的な手続は次のとおりです。

※「虐待」とは、児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を指します。

対象

○診察等の結果、患者が、家族等から児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を受けていると思われる場合

○虐待・DV等による行政上の次の措置を受けていることを把握した場合

- ・一時保護措置
- ・住民基本台帳事務上のDV等支援措置

手続き

○虐待等に関する各法令（※）に基づき、通報窓口へ通報等をしていただきます。  
（通報の対象や方法は、これまでと変わりません）

※児童虐待防止法、配偶者暴力防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法

通報等を行った場合

虐待等を行った家族に、医療保護入院の同意を求めることはできません。

虐待等を行った家族の他に家族がいない場合には、市町村同意を求めることができます。

## Q&A

○ 医療機関においては、家族等からの虐待がないかをどのように確認すべきですか。

○ 医療機関は、平素から診察等により、虐待の早期発見に努める必要があります。（児童虐待防止法第5条等）

今回の精神保健福祉法の改正に伴って、虐待がないかどうかの確認のために医療機関に、新たな手続きを求めるものではありません。

医療機関においては、引き続き虐待を受けたと思われる事案の把握に努め、把握した場合には通報・通告等の適切な対応をいただく必要があります。その上で、今般の精神保健福祉法の改正に伴い、他の家族等（他の家族等がない場合は市町村長）に医療保護入院の同意を求めていただくことになります。

○ 虐待の事実が入院後に判明した場合、このまま医療保護入院として入院させて差し支えないか。

○ 虐待の事実が入院時に把握されず、入院後に判明した場合、入院時に必要な診療等が行われていれば、虐待を把握できなかったこと自体について医療機関が責めを負うものではありませんが、実情に応じて手続きの補正等の対応をしてください。

具体的には、虐待を行っていたことが判明した家族からのみ同意を得ていた場合は、できるだけ速やかにそれ以外の家族等から同意を得るとともに入院届を再提出する等の対応が求められます（虐待を行った者以外に家族等がない場合は、市町村長による同意）。

○ また、令和6年施行以降は、医療保護入院の期間の上限が設けられますが、更新時点で家族等から除外されている場合には更新の同意を求めることはできません。